

藤沢市防犯団体活動推進費補助金交付要綱

制定 平成23年3月31日

改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 市長は、市民生活の安全を図るため、藤沢市防犯連合協議会が実施する防犯団体活動推進事業の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 藤沢市防犯連合協議会 藤沢市内における、自主防犯活動の推進及び発展に寄与することを目的として形成された団体で、藤沢市長を会長とする団体をいう。
- (2) 各地区防犯協会 各地区における自主防犯活動により、犯罪のない明るいまちづくりを実現することを目的とし、各地区内の自治会・町内会防犯部長、防犯指導員及び役員が推薦する者で構成する団体をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、藤沢市防犯連合協議会が実施する、防犯活動に取り組む体制づくりと犯罪のない明るいまちづくりの推進を目的とした事業とし、補助金の額は、活動状況に応じて決定する。ただし、当該補助金のうち、各地区防犯協会に対しては、次の基準によって算出した額をそれぞれの活動費用に充てるものとする。

- (1) 均等割 32,900円
- (2) 世帯割 基礎額272,000円に対して、前年度の市民組織交付金申請書に基づく各地区別の自治会加入世帯数を分子とし、全地区の自治会加入世帯数を分母として算出した率を地区ごとに乗じ、算出した額に千円未満の端数があるときには、その端数を切り上げた額とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、防犯団体活動推進費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯活動事業計画書
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 役員名簿
- (4) 団体規約

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、防犯団体活動推進費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第6条 補助金の交付時期は、補助金が補助対象団体の主たる活動財源となるため事前交付とする。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届兼事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第5号様式)

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯団体活動推進費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

防犯団体活動推進費補助金交付申請書

年 月 日

藤沢市長

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり申請します。

1 事業名	
2 施行場所	
3 事業費	
4 計画概要
5 着手予定年月日	
6 完了予定年月日	
7 添付書類	

第3号様式（第5条関係）

防犯団体活動推進費補助金交付決定通知書

年 月 日							
様							
藤沢市長							
次のとおり交付する。							
1 事業名							
2 施行場所							
3 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
4 条件							
5 指示							

事業完了届兼事業実績報告書

年 月 日							
藤沢市長							
住 所 名 称 代表者氏名							
次のとおり報告します。							
1 事業名	防犯団体活動推進補助事業						
2 施行場所							
3 事業費	百	十	万	千	百	十	円
4 補助金額	百	十	万	千	百	十	円
5 着手年月日							
6 完了年月日							
7 経過と内容	----- -----						
8 添付書類							
(事務処理欄)							

